

旧警戒区域（南相馬市小高区）で土木建築請負業を営む申立会社の逸失利益について、東京電力が主張する算定方式を採らず、請求額どおりの営業損害が賠償された事例。

662

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

記

損害項目 営業損害

ア 逸失利益 金373万3618円

期 間 自 平成23年12月 1日

至 平成24年 2月29日

損害項目 弁護士費用

イ 弁護士費用 金11万2008円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金384万5626円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月11日

（仲介委員 黒田純吉）